

基本 土地家屋調査士賠償責任保険 [保険金をお支払いできない主な場合]

〈専門業務事業者賠償責任保険普通保険約款および土地家屋調査士特約に適用されるお支払いしない主な場合〉

- 保険契約者または被保険者の故意または犯罪行為
- 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合における、その約上によって加重された賠償責任
- 航空機、昇降機、自動車、船舶または車両の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族による損害賠償請求
- 戦争、変乱、暴動、騒擾、労働争議、テロ行為
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災
- 工事に起因する賠償責任
- 日本国外で提起された損害賠償請求
- 経済制裁
- 身体の障害（ただし、土地家屋調査士業務の提供に伴う名誉棄損については、補償の対象となります。）
- 財物の損壊
- 汚染または汚染物質に起因する賠償責任
- 保険期間開始日において被保険者が認識している過失に起因して生じた賠償責任 など

〈賠償責任保険（企業用）普通保険約款および施設所有（管理）者特別約款に適用されるお支払いしない主な場合〉

- 保険契約者、被保険者の故意によって生じる損害
- 被保険者と同居する親族に対する賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任を負担することによって被る損害 など

〈施設所有（管理）者特別約款に適用されるお支払いしない主な場合〉

- 給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出による財物の損壊による損害
- 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊による損害
- 施設の修理、改造または取り壊し等の工事に起因する賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任を負担することによって被る損害 など

※保険金のお支払いは、引受保険会社または引受保険会社の親会社、関連会社、もしくは引受保険会社の最終的な親会社に適用される経済制裁に関する法令または措置を遵守して行うものとします。これら法令または措置には、日本国、国際連合、英国、米国、欧州連合により行われる制裁措置を含みます。

オプション 情報漏えい拡張補償特約（土地家屋調査士用） [保険金をお支払いできない主な場合]

〈情報漏えい賠償補償、ネットワーク賠償補償および情報漏えい調査対応費用補償に適用されるお支払いしない主な場合〉

- 契約、約定等により加重された責任（ただし、契約、約定等がなくても被保険者が負う法律上の賠償責任を除きます。）また、防御費用に対しては、この免責条項を適用しません。
- 身体障害、疾病、死亡、精神障害もしくは精神的苦痛または財物の紛失もしくは滅失もしくは損傷（財物の使用不能損害を含みます）。ただし、個人情報漏えいに起因する精神障害または精神的苦痛には、この免責条項を適用しません。
- 被保険者の詐欺その他の不正行為または故意による法令違反（ただし、役員がこれらの行為に関与したか、または行為を認識している場合に限りです。）
- 汚染または汚染物質に起因する賠償責任
- 保険期間開始前に既に提起された損害賠償請求、初年度保険開始日前に発覚した情報漏えいまたは被保険者が認識していた損害賠償請求のおそれ
- 被保険者および被保険者の子会社もしくは親会社からなされた損害賠償請求（ただし、損害賠償請求が個人情報漏えいに起因して従業員により提起された場合か、または第三者によって最初に提訴された場合を除きます。）
- 戦争、変乱、暴動、騒擾、労働争議、テロ行為
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災
- 特許権、実用新案権の侵害
- 企業等の信用もしくは名誉の棄損、信頼の失墜、風評またはブランドの劣化（ただし、当該組織の売上高または利益の変動が具体的かつ客観的に確認でき、弊社が承認した場合を除きます。）
- クレジットカード、口座番号または電子マネーの不正使用
- 日本国外でなされた損害賠償請求
- 経済制裁 など

〈ネットワーク賠償補償に併せて適用されるお支払いしない主な場合〉

- この保険契約の保険期間開始日より前に被保険者に対して提起された損害賠償請求の中で申し立てられていた事由に起因する損害賠償請求
- 電子マネーに起因する損害賠償請求
- ソフトウェア開発またはプログラム作成に起因する損害賠償請求
- 被保険者以外の者に管理を委託された、またはメンテナンスされた情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求
- 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）に対する損害賠償請求。（ただし、被保険者からのコンピュータ・ウイルスまたはコンピュータ・ワームの感染による被保険者以外の者の情報システム、ネットワークまたは電子情報の損害に起因する場合を除きます。） など

取扱代理店

株式会社バリュー・エージェント 静岡支店
(旧(株)あおいパートナーズ)
〒420-0033 静岡市葵区昭和町 5-11 昭和町ビル 7F
TEL 054-269-5548 FAX 054-269-5549
www.value-agent.co.jp

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社(チャブ保険) 静岡支店
〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町 11 番 30 号
エクセルワード静岡ビル
www.chubb.com/jp

CHUBB®

2025年11月版
CL252509

静岡県土地家屋調査士会

2026年度

土地家屋調査士賠償責任保険※

※土地家屋調査士賠償責任保険は、専門業務事業者賠償責任保険普通保険約款、土地家屋調査士特約、情報漏えい拡張補償特約（土地家屋調査士用）[オプション]、保険法等対応特約と賠償責任保険（企業用）普通保険約款（サイバー損害補償対象外特約、原子力危険補償対象外特約、石綿損害等補償対象外特約、汚染危険補償対象外特約、排水・排気に関する特約、賠償責任保険追加特約、有機フッ素化合物（PFAS）補償対象外特約付帯）＋施設所有（管理）者特別約款（職業的行為損害補償対象外特約、被害者治療費等補償特約（土地家屋調査士会用）、追加被保険者特約付帯）をセットした商品のペットネームです。

静岡県土地家屋調査士会

お知らせ

現在のご契約内容に変更がない場合、「加入申込票」提出は不要です。

〈注意点〉

保険料の振替日は、**2026年2月27日**になります。

※他の損害保険会社からの切替えにつきましては、新規加入として「加入申込票」「口座振替依頼書」の提出をお願いします。

※中途加入に関しましては、取扱代理店もしくは、引受保険会社へお問い合わせください。

加入申込票・口座振替依頼書提出締切日

2026年1月20日(火) 必着

保険期間

2026年4月1日午後4時から1年間

加入申込人

静岡県土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士
および土地家屋調査士法人

被保険者

加入申込人ならびに加入申込人に所属する役員・従業員

〈ご注意〉 調査士の人数は、2026年4月1日時点での確定人数をご記入ください。誤って調査士人数を過少に申告されると、支払い保険金を削減あるいはお支払いできない場合があります。

* 保険期間中の変動はご報告不要です。

基本 土地家屋調査士賠償責任保険について

補償の概要

この保険制度に加入され被保険者となった方が、日本国内で行う土地家屋調査士業務およびその業務のために使用する施設の管理に起因して、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。併せて事故の解決に必要な争訟費用等をお支払いします。



保険金をお支払いする主な場合

■ 施設所有（管理）者特別約款

被保険者が所有、使用または管理する保険証券に記載された不動産もしくは動産（以下「施設」といいます。）または施設の用法に伴う保険証券に記載された仕事の遂行による、他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）または財物の滅失、損傷もしくは汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

■ 被害者治療費等補償特約（土地家屋調査士会用）

被保険者が所有、使用または管理する保険証券に記載された不動産もしくは動産または施設の用法に伴う保険証券に記載された仕事の遂行による、他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生し、身体の障害を被った者（以下「被害者」といいます。）がその身体の障害を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に、入院または通院し、重度後遺障害を被り（重度後遺症を被る恐れのある場合を含みます。）、または死亡した場合において、被保険者が治療費等^{*}を引受保険会社の同意を得て負担することによって被る損害に対して、治療費等保険金をお支払いします。

被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この特約により支払われた治療費等保険金のうち、被保険者が負担すべき法律上の損害賠償責任部分に相当する額は、損害賠償金として支払われるべき保険金に充当します。

^{*}治療費等

原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に被保険者が負担した次のいずれかに該当する費用（現実に支出した通常要する費用に限ります。）をいいます。

ア. 被害者が入院または通院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用

イ. 被害者が重度後遺障害を被った場合（被るおそれのある場合を含みます。）において、その原因となった傷害の治療に要した費用

ウ. 被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用

エ. 見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用

ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付（社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付。名目を問いません。）を除きます。

■ 土地家屋調査士業務危険

● 被保険者または被保険者の業務の補助者が、“土地家屋調査士業務”の遂行上の過失により、業務の委託者あるいはその他の第三者に経済的損害を与えた場合

● 被保険者または被保険者の業務の補助者が、“土地家屋調査士業務”の遂行に付随して管理する他人の書類および印鑑を破損・汚損または紛失したり、盗難にあつたことにより委託者に財産的損害を与えた場合

【ご注意】^{*}土地家屋調査士業務とは、土地家屋調査士法第3条第1項第1号～第8号の業務をいいます。

^{*}土地家屋調査士業務に付随して行う土地・建物の調査・測量に起因して損害賠償請求を受けた場合も補償の対象になります。ただし、土地家屋調査士法以外の法律において定められている業務は補償の対象から除かれます。例えば、建築士または測量士等の資格を有し、かつ営業登録を行っている場合で、それらの資格に基づく設計・測量については土地家屋調査士業務の付随業務ではありませんので、この保険の対象とはなりません。

事例1

測量の際、方位をミスし、その土地に建てる住宅の設計図が使えなくなってしまうために、お客様に損害を与えてしまった。



事例2

地番を間違えたことが原因で、所有者の土地が二重に登記されてしまい、お客様に損害を与えてしまった。



オプション 情報漏えい拡張補償特約（土地家屋調査士用）について

保険の概要

この特約は、被保険者が日本国内で行う土地家屋調査士業務において、他人の個人情報または企業情報が漏えいしたことで被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、個人情報や企業情報が漏えいした場合に、情報漏えいの原因を調査する費用や被害者にお詫び状を送付する費用、被害者への見舞金など、初期に対応するために被保険者が負担する費用をお支払いします。



対象となる情報の種類

個人情報	● 特定の個人を識別できる情報 ● マイナンバー
企業情報	● 個人情報以外の情報で公でないもの

情報漏えいの事由と時期について

事由	● 誤送信や破棄など過失による漏えい ● 不正アクセス、ウイルスにより攻撃を受けたことによる漏えい ● 従業員等による情報の持ち出し ● 委託先での漏えい
時期	この特約を付帯した最初の保険契約の保険開始日より前に発生した情報の漏えいも保険の対象となります。ただし、この特約を付帯した最初の保険契約の保険開始日より前に情報の漏えいが発覚していたか、または情報の漏えいを認識していた（認識していたであろうと合理的に判断される場合を含みます。）情報の漏えいは、保険金支払いの対象になりません。

^{*}紙情報および電子情報の両方が対象です。

保険金をお支払いする主な場合

■ 情報漏えい賠償

被保険者が日本国内で行う土地家屋調査士業務において、被保険者または、被保険者の業務委託先が管理する他人の個人情報または企業情報が漏えいしたことで被保険者に対して保険期間中に提起された損害賠償請求に対して、損害賠償金および争訟費用をお支払いします。



■ ネットワーク賠償

日本国内におけるホームページの運営、管理や電子メールの送受信により発生した次の事由により、他人の業務遂行の障害や電子情報の消失または損壊をしたことで、被保険者に対して日本国内において損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ① コンピュータ・ウイルスまたはコンピュータ・ワームの感染
- ② 被保険者以外の者の人格権侵害

■ 情報漏えい調査対応費用

個人情報の漏えい発覚日から180日間に、被保険者が日本国内で行う初期対応に要する次の費用に対して、保険金をお支払いします。（ただし、情報漏えいの事実を被害者へ通知するか公的機関へ報告することを条件とします。）

- ① 被害者の特定や原因調査費用
- ② 被害者に対応する費用
- ③ 謝罪費用
- ④ 見舞金・見舞品費用
- ⑤ コンサルタントへの報酬
- ⑥ 従業員の臨時交通費・宿泊費

お支払いする保険金

損害（保険金）の種類	内容
賠償損害	① 損害賠償金 法律上の損害賠償責任に基づいて、損害賠償請求権者に対して支払うべき損害賠償または和解金等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
	② 争訟費用 損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
費用損害	① 事故原因を調査するための費用 個人情報漏えいの件数や被害者の特定費用／個人情報漏えい原因究明費用
	② 被害者に対応する費用 被害者へのお詫び状作成・送付費用／被害者への漏えいの通知費用 被害者に対応するために設置するコールセンターの委託や電話回線の増設にかかる費用
	③ 謝罪費用 記者会見開催費用／新聞紙上での謝罪広告費用
	④ 見舞金・見舞品費用 被害者一人あたり500円限度として、謝罪のために支払う見舞金・見舞品にかかった費用
	⑤ コンサルタントへの報酬 危機広報コンサルタント会社、法律事務所に相談する費用
	⑥ 従業員の臨時交通費・宿泊費 個人情報漏えいの対応のために支出した従業員の交通費、宿泊費